

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	企業財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し(試験制度の見直し)	
担当部署	金融庁総務企画局企業開示課開示業務室	電話番号: 03-3506-6000(内線2768) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成23年3月10日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 短答式試験の合格及び論文式試験の科目合格の有効期間について、(現行制度では短答式試験の合格又は論文式試験の科目合格からそれぞれ2年間となっているものを、)短答式試験の合格から1年間に短縮する。 一方、一定の実務(例えば、企業等における公認会計士等として必要な知識・技能の習得に資する実務)に従事している者については、科目合格等の有効期間について短答式試験の合格発表の日から7年を超えない範囲内で政令で定める期間まで延長することとする。</p> <p>【目的及び必要性】 受験生に早い段階での就職を促し、待機合格者の発生を抑制するとともに、社会人の合格者を増加させるため、科目合格等の有効期間について見直しを行う必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	公認会計士法第9条、第10条
想定される代替案	例えば、大学卒業等の一定の要件を満たしてから3回までとするなど、公認会計士試験の受験回数を制限することとする。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	公認会計士試験の受験者において、科目合格等の有効期間が2年から1年に短縮されることにより、より短期間で合格を目指さなければならなくなり、勉強時間の確保が必要となる等の負担が生じる。
	(行政費用)	科目合格等の有効期間及び一定の実務の従事の確認に伴う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	公認会計士試験の受験回数制限の限度に達した者の再受験ができなくなり、社会人の受験者・合格者の増加につながらないおそれがある。
規制の便益	便益の要素	
	科目合格等の有効期間を短縮すると同時に、一定の実務に従事している者の科目合格等の有効期間を延長することにより、受験生に早期の合格及び早期の就職を促し、待機合格者の発生を抑制するとともに、社会人の合格者を増加させ、ひいては公認会計士試験・資格の魅力が向上することが期待される。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析 遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。 一方、科目合格等の有効期間の見直しにより、受験生に早期の合格及び早期の就職を促し、待機合格者の発生を抑制するとともに、社会人の合格者を増加させ、ひいては公認会計士試験・資格の魅力が向上することが期待される。 これらの便益の増加というプラス効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>(2)代替案との比較 遵守費用及び行政費用については、本案と代替案の間に大きな違いはないと考えられる。 一方、代替案においては、公認会計士試験の受験回数制限の限度に達した者の再受験ができなくなり、社会人の受験者・合格者の増加につながらないおそれがあるといったその他の社会的費用が発生することとなる。また、本案においては、科目合格等の有効期間の見直しにより、代替案よりも受験生に早期の合格及び早期の就職を促す効果が期待できること等から、代替案と比較して、便益が大きいと考えられる。 したがって、これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当であると考えられる。</p>	
	有識者の見解その他関連事項	「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書(平成22年7月30日取りまとめ)において、公認会計士試験制度の見直しについては、「待機合格者となる者が発生する背景の一つとして、受験浪人を繰り返した結果、就職活動を開始する時期が遅くなり、監査業界や経済界等の採用慣行と適合しなくなることが考えられる。このような者をできるだけ出さないようにする観点から、一段階目試験の合格から二段階目試験の合格までに時間がかかる者については、先に実務経験を求め、実務経験を満たすのに、二段階目試験を受験できることとする方が考えられる。」「一段階目試験合格後、一定期間(例えば翌年まで)は実務経験なしに二段階目試験を受験できることとする。一段階目試験合格後一定期間(例えば翌年まで)に二段階目試験に合格できない場合には、次の二つの選択肢を提供することとする。」「①実務経験をすれば、一段階目試験の合格や二段階目試験の科目別合格の有効期間が延長され(例えば一段階目試験合格時から10年間)、残りの合格していない科目を受験できる。②実務経験を満たさなければ、再び一段階目試験から受験することもできる。ただし、その場合には、それまでの一段階目試験の合格と二段階目試験の科目別合格の効力はなくなる。」とされている。
レビューを行う時期又は条件	「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考	-	